

○尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、尾張旭市内で活動する社会教育団体、民間教育事業者、一般社団法人及び特定非営利活動法人（以下「社会教育団体等」という。）に学習支援事業（地域未来塾）を委託することにより、小・中・高校生等の学習意欲の充実及び向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「学習支援事業（地域未来塾）」（以下「事業」という。）とは、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定。以下「要領」という。）に規定する地域未来塾をいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、尾張旭市とする。

2 市長は、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託するものとする。

（対象）

第4条 この事業の対象は、本市に住所を有する小・中・高校生等とする。

（委託料）

第5条 第3条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、別表を基に算出して得た額（消費税及び地方消費税を含む。）を社会教育団体等に対して支払うものとする。

2 前項の委託料については、予算の範囲内で支払うことができる。

（実施の申請等）

第6条 事業を実施しようとする社会教育団体等は、市長が定める期日まで、学習支援事業（地域未来塾）実施申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 学習支援事業（地域未来塾）実施計画書（第2号様式）
- (2) 学習支援事業（地域未来塾）実施施設の平面図（事業実施箇所等を明示できるもの）
- (3) 学習支援事業（地域未来塾）の案内（写し）
- (4) 学習支援事業（地域未来塾）学習支援員名簿
- (5) 団体の登記事項証明書（原本）（民間教育事業者、一般社団法人又は特定非営利活動法人の場合、発行日から3か月以内のもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（委託契約の締結）

第7条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、社会教育団体等と市長が委託契約を締結するものとする。

（委託料の請求等）

第8条 社会教育団体等は、事業に係る委託料を請求する場合は、事業を実施した月の翌月10日までに、学習支援事業（地域未来塾）委託料請求書（第3号様式）に学習支援事業（地域未来塾）利用実績報

告書(第4号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求のあった日の属する月の末日までに当該委託料を社会教育団体等に支払うものとする。

(実績報告)

第9条 社会教育団体等は、当該年度の翌年度4月30日又は事業完了の日から起算して1月を経過する日までに、学習支援事業(地域未来塾)実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(委託料の返還)

第10条 市長は、第7条の規定により契約を締結した社会教育団体等(以下「受託者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受託者に対し、委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 委託料に関し、虚偽の請求をしたとき。
- (2) 施設の運営状況が、児童生徒等の福祉を明らかに妨げているとき。
- (3) 事業の目的以外に委託料を執行したとき。
- (4) 第12条に定める調査の結果に基づく市長の指導に対し、措置を取らないとき。

- 2 市長は、前項の規定により委託料を返還させるときは、学習支援事業(地域未来塾)委託料返還命令書(第6号様式)により当該受託者に通知するものとする。

(関係書類の整備等)

第11条 受託者は当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類・帳簿等を常に整備しておかなければならない。

- 2 前項の書類・帳簿等は、当該事業の完了の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(調査)

第12条 市長は、当該事業に係る学習内容及び運営等について、適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は関係書類等について調査し、指導し、及び監督することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱に基づく実施のための手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱に基づく実施のための手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱に基づく実施のための手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表 (第5条関係)

学習支援員謝金 (教員免許無し)	1時間当たり996円
学習支援員謝金 (教員免許有り)	1時間当たり2,200円
運営に係る経費	要領に規定する地域学校協働活動の実施・運営経費を対象とし、両者協議の上、決定する。
その他経費	事業の実施に必要となる、要領に規定しない経費については、両者協議の上、決定する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

学習支援事業(地域未来塾)実施申請書

尾張旭市学習支援事業(地域未来塾)実施要綱第6条に基づき、 年
月 日から学習支援事業(地域未来塾)を実施したいので、次のと
おり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 学習支援事業(地域未来塾)実施計画書(第2号様式)
- 2 学習支援事業(地域未来塾)実施施設の平面図(事業実施箇所等を明示できるもの)
- 3 学習支援事業(地域未来塾)の案内(写し)
- 4 学習支援事業(地域未来塾)学習支援員名簿
- 5 団体の登記事項証明書(原本)(民間教育事業者、一般社団法人又は特定非営利活動法人の場合、発行日から3か月以内のもの)
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

学習支援事業(地域未来塾)実施計画書

団体名

1 実施場所

尾張旭市
連絡先 — —

2 実施体制

区 分	氏 名	役 職
事業実施責任者		
事業実施担当者		
緊急連絡先		電話 — —

3 利用(予定)児童生徒数及び配置学習支援員数

	一回当たり利用児童生徒数	配置学習支援員数
小学生	人	人
中学生	人	人
高校生	人	人
合計	人	人

※本事業の対象となる一回当たりの利用児童生徒数及び必要な学習支援員を記載すること。

4 年間利用予定児童生徒数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
月別延べ利用児童生徒数	人	人	人	人	人	人		
うち利用小学生数	人	人	人	人	人	人		
うち利用中学生数	人	人	人	人	人	人		
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
月別延べ利用児童生徒数	人	人	人	人	人	人	人	人
うち利用小学生数	人	人	人	人	人	人	人	人
うち利用中学生数	人	人	人	人	人	人	人	人

※本事業の対象となる1人の児童生徒が1か月に5日利用した場合、5人と算出すること。

(裏面へ)

5 学習支援事業実施時間

(1) 平日

曜日	小学生	中学生	高校生
	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	時分～時分	時分～時分	時分～時分

(2) 休日分(土曜日・日曜日・祝日)

曜日	小学生	中学生	高校生
	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	時分～時分	時分～時分	時分～時分

(3) 長期休業期間(月 日～ 月 日)

曜日	小学生	中学生	高校生
	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	時分～時分	時分～時分	時分～時分

6 学習支援事業運営方針

--

7 学習支援事業運営方法

--

8 利用児童生徒への支援方法

--

第3号様式(第8条関係)

学習支援事業(地域未来塾)委託料請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月分を次のとおり請求します。

金額 _____ 円

内訳

支出項目	金額(円)	積算内訳等
合計		

※金額に消費税及び地方消費税を含む。

振込先

金融機関名・支店名	種類	口座番号	口座名義(フリガナ)
	普通 当座		

(年 月 学習支援員分)

番号	学習支援員 名前	活動 日数	活動 日				
			活	動	時	間	
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～
		日	～	～	～	～	～

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地
 団体名
 代表者氏名

学習支援事業(地域未来塾)実績報告書

年度の学習支援事業(地域未来塾)委託事業が完了したので、尾張旭市学習支援事業(地域未来塾)実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

完了年月日		年 月 日					
利 用 児 童 生 徒 数		実 績					
	実施日数	延べ利用児童生徒数(人)			実利用児童生徒数(人)		
		小	中	計	小	中	計
4月	日						
5月	日						
6月	日						
7月	日						
8月	日						
9月	日						
10月	日						
11月	日						
12月	日						
1月	日						
2月	日						
3月	日						
合計	日						
添 付 書 類		1 収支決算書 2 その他市長が必要と認める書類					

※ 実利用児童生徒数の合計欄は、本事業対象となる年間の実利用児童生徒数を記入してください。

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

学習支援事業（地域未来塾）委託料返還命令書

年 月 日付で委託契約を締結し支出した学習支援事業（地域未来塾）実施委託料については、下記の理由により尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）実施要綱第10条の規定に基づき、委託料の返還を命ずる。

記

団体名・代表者氏名	
団体の所在地	
返還金額	
返還の理由	
返還期日	

第1号様式(第6条関係)

第2号様式(第6条関係)

第3号様式(第8条関係)

第4号様式(第8条関係)

第5号様式(第9条関係)

第6号様式(第10条関係)